

農林水産省政策評価基本計画
(平成18年3月28日農林水産大臣決定、平成20年8月1日一部改正)

第6 事前評価の実施に関する事項

農林水産省では、事前評価として、公共事業の事業評価及び研究開発の事業評価を実施する。

1 公共事業の事業評価
(略)

2 研究開発の事業評価

(1) 評価の対象

政策評価法第9条及び施行令第3条により評価を義務づけられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題を対象とする。

また、産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度（以下「研究制度」という。）も対象とする。

(2) 実施時期

原則として、新たに研究開発課題を採択する時までには評価を実施する。ただし、個別に予算の概算要求を行う研究開発課題及び研究制度については、概算要求書を財務省へ提出する時までには評価を実施する。

(3) 取組方針

ア 研究開発の効果を定量的に把握することを原則とする。

イ その際、特に以下の事項に留意し、プロジェクト研究等の特性を踏まえ、適切に実施することとする。

- ① 研究の科学的、社会的・経済的意義
- ② 投入される研究資源の妥当性
- ③ 研究計画・実施体制の妥当性
- ④ 目標の妥当性、達成可能性
- ⑤ 研究計画の妥当性、達成可能性
- ⑥ 成果の取り扱い

3 規制の事前評価
(略)